

佐賀県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その部分を表示した図面は、平成二十四年三月二十三日から平成二十四年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

| 路線名 | 指定する道路の部分 | 指定する期日 |
|--------------|--|-----------|
| 県道 千々賀神田線 | 唐津市千々賀字山田川内九一一番一 地先から 唐津市千々賀字山田川内八四三番四 地先まで | 平成二四・三・二四 |